

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	下関市 35201
地域名 (地域内農業集落名)	豊北町大字阿川・粟野地区 (河内集落、飯塚集落、平畠集落、細井集落、安崎集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	56.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	56.4 ha
② 田の面積	56.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	— ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	29.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	19.2 ha
(備考) 区域内の農用地等面積 56.4ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、中山間地域等で傾斜地が多いという不利な条件を抱え、平場地域と比べて生産条件の格差が多いエリアである。 担い手について、個人の認定農業者と担い手を中心に行き交わす水稲を基幹とし、高齢農家や後継者不在農地を中心に農地集積し、地域農業の発展に寄与している。 今後ますます、地域内農業者の高齢化及び遊休農地の発生も懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域外からの入り作や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の重要な課題である。 一方で、鳥獣害の被害が拡大を抑止すべく、中山間地域等直接支払制度などの補助金等を活用しながら防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
--

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物としつつ、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にするため、飼料作物、野菜等の生産に取り組みながら、集落の持つ多面的機能の発揮を促進し、現状の維持を図る。 農地の集約を進めつつ、地域内外から希望する新規就農者等農業を担う者を募り、地域全体で集約する仕組みの諸整備を進める。
--

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域計画に位置付けた担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者より農地利用を進める。

なお、農地の貸付けにあつては、農地中間管理機構の利用を進める。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	54 %	将来の目標とする集積率	54 %
--------	------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現状、エリア内の5割以上の農地が集積されているが、今後耕作が困難となる自作地が発生した場合は、担い手もしくは地域外からの入り作や新規就農者を確保し管理する。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員及び農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

耕作が困難となった農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

### (3) 基盤整備事業への取組

交付金制度を活用し、水路や農道については、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市、県及びJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

遊休農地発生防止のため、農作業委託を含めた効率化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの目撃や被害発生場所等の情報の共有を図り、侵入防止策やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。なお、侵入防止策の設置にあたっては補助金の活用を検討する。

③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の導入を検討する。

⑦中山間地域の直接支払制度等を活用した農地の草刈りや耕起を行い、農地を保全管理する。

⑩新規・特産化作物の導入方針として、水稻、飼料作物等の土地利用型作物以外に、収益性の高い野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上での表示	備考
利用者	①	水稻 野菜	1.3 ha	ha	水稻 野菜	1.3 ha	ha	①	
利用者	②	水稻 飼料作物	1.1 ha	ha	水稻 飼料作物	1.1 ha	ha	②	
認農	③	乳用牛 水稻 飼料作物	1.8 ha	ha	乳用牛 水稻 飼料作物	1.8 ha	ha	③	
利用者	④	水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	④	
利用者	⑤	水稻	2 ha	ha	水稻	2 ha	ha	⑤	
利用者	⑥	水稻 野菜	0.5 ha	ha	水稻 野菜	0.5 ha	ha	⑥	
利用者	⑦	水稻 飼料作物	1.2 ha	ha	水稻 飼料作物	1.2 ha	ha	⑦	
利用者	⑧	水稻	1.6 ha	ha	水稻	1.6 ha	ha	⑧	
利用者	⑨	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	⑨	
利用者	⑩	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	⑩	
利用者	⑪	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	⑪	
利用者	⑫	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	⑫	
利用者	⑬	水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	⑬	
利用者	⑭	水稻 飼料作物	2.7 ha	ha	水稻 飼料作物	2.7 ha	ha	⑭	
利用者	⑮	飼料作物	0.8 ha	ha	飼料作物	0.8 ha	ha	⑮	
利用者	⑯	水稻 野菜	0.7 ha	ha	水稻 野菜	0.7 ha	ha	⑯	
利用者	⑰	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	⑰	
利用者	⑱	水稻 飼料作物	3.2 ha	ha	水稻 飼料作物	3.2 ha	ha	⑱	
利用者	⑲	水稻	2.2 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha	⑲	
利用者	⑳	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	⑳	
利用者	㉑	水稻 野菜	0.9 ha	ha	水稻 野菜	0.9 ha	ha	㉑	
利用者	㉒	水稻	1.6 ha	ha	水稻	1.6 ha	ha	㉒	
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	22経営体		31 ha	ha		31 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。